

## 平成28年度第1回協議会(H28.6.29)での意見の反映状況

(H29.1.20)

番号	箇所	平成28年度第1回協議会(H28.6.29)での意見	反映状況	考え方
1	p4 Q1	(4ページで)「不特定かつ多数のもの利益」と表現しているが、ボランティア団体が行う公益、民間公益というのは、公の公益とは違って限定的であっても、実際のニーズが少数であっても、「不特定多数」という表記をする場合がほとんどなので、その説明が必要である。	○	第2条(定義)において、「ボランティア団体等が行う事業の中には、「社会全体の利益」を目的としているものの、実際の受益者が事業の性質上限定されたり、結果として少数であったりすることがあります。」と記載しました。
2	p4 Q3	公益という言葉と非営利という言葉は分けて説明したほうが良い。	○	第2条(定義)において、項目を分けて記載しました。 第1項(2)「不特定かつ多数のもの利益に寄与」、(3)「非営利の民間の自主的な活動」
3	p4 Q5	(Q5に関連して)収益事業の概念と公益事業の概念は、まったく別の概念で、収益事業だから公益事業ではないということはないので、文言の整理が必要。	○	第2条(定義)(3)「非営利の民間自主的な活動」で収益事業について記載しました。
4	p5 Q11	(Q11に関連して)NPO法人の役員や社員の社員という言葉は従業員と捉えられる可能性があるため、括弧して団体の構成員又は会員としたほうが適切。	×	県職員の服務規程に係るものであることから、記載しないこととしました。
5	(全体)	読み物としてQアンドAということだと見づらい。	○	逐条解説の形式で編集し、QアンドAの内容を解けこませ読みやすくしました。
6	(全体)	定義が大切だ。「というのは誤解で」、「注意する必要があります」など全体として内部向けの印象を受ける語尾がある。	○	第2条(定義)で定義を整理するとともに、外部向けにも対応できるよう、全体を通して表現を修正しました。

7	p21	県として協働について研修をしていることを記載することによって、市民の理解を得られるようにしてほしい。	○	第4条（県の責務）で市町村職員への研修機会の提供を記載しました。
8	p12	「コンパクト」についての説明があることによって、協働についての理解が深まると思うので、「コンパクト」の説明を入れておいてほしい。	○	「協定の締結」に対する理解を深めるため、第5条（協働事業に関する協定の締結等）のコラムとして、イギリスにおける「コンパクト」の説明とその考え方の説明を記載しました。
9	p12	「コンパクト」については現在のイギリスでは残念な状況にある。「コンパクト」の名前を使うこと自体に価値を見出せない。プロセスや理念の共有など中身を別の言葉で言い換えてもらったほうが良い。	△	
10	p5 Q11, 12	（Q11、12に関連して）県職員がNPOの役員になることについて構わないのか確認していただきたい。	×	県職員の服務規程に係るものであることから、記載しないこととしました。
11	p18	（県とボランティア団体との協働事業で）協働事業が成立した場合のNPO側の責任、県の責任の所在、事故があったときにどう責任をとるのかを説明しておく必要がある。	○	第5条（協働事業に関する協定の締結等）で、「できるだけ責任分担をボランティア団体等と確認しながら、記載することが必要であること」を記載しました。
12	（その他）	行政から民間にボランティアセンターの運営を指定管理委託されていて、熊本地震のときに民間が避難所運営をしたときに費用が支払われないケースがあった。公的な役割と民の役割をお互いに確認できるようなことを記載してほしい。	○	第2条（定義）において「指定管理者」と「県」との関係は「協働」には該当しないことを記載しました。 また、第5条（協働事業に関する協定の締結等）で、「できるだけ責任分担をボランティア団体等と確認しながら、記載することが必要であること」を記載しました。
13	（その他）	基金21に応募をするときに民間団体が見るための手引きなのか、はっきりさせてもらいたい。	△	条例の理解を深めるために、逐条解説の形式で説明を記載しました。 基金21に応募する際の手引きについては、県民活動サポートセンターが別途、毎年度作成、配布しています。
14	p10	（10ページに関連して）市町村との連携について、事業を成功させるには、市町村がしっかりしなければならない。もっと県が市町村を支援していくことが必要なのではないか。	○	第4条（県の責務）において、県とボランティア団体等との協働に主な目的としており、協働にあたっては、市町村等とも連携していくことを記載しました。
15	p11	（11ページに関連して）市民が蓄積した実践的な知識や専門性を制度や仕組みに生かしてもらえるような関係性について書きぶりが物足りない。	△	ボランティア団体等と県が対等な関係で協働事業が進められるよう、第5条（協働事業に関する協定の締結等）で協定を締結することとしています。

16	p4 Q1	公益についての考え方が行政と一般で違う例を具体的に記載したほうがわかりやすいと思う。	○	第2条（定義）において、「ボランティア団体等が行う事業の中には、「社会全体の利益」を目的としているものの、実際の受益者が事業の性質上限定されたり、結果として少数であったりすることがあります。」と記載しました。
17	p3	ボランティア団体等という言葉について、精神性や独自性をもう少し書き加えたほうが良い。	○	第2条（定義）において、「ボランティア団体等」について記載しました。
18	p1	協働型社会がいったい何かということを、図を含めて分かりやすく説明できると良い。	○	第1条（目的）において、「協働型社会」について項目を設けて記載しました。
19	p10	条例における市町村の位置づけの記載がなくてもいいのかと思う。	○	第4条（県の責務）において、県とボランティア団体等との協働に主な目的としており、協働にあたっては、市町村等とも連携していくことを記載しました。
20	p17 Q29	「その法人の事務執行能力を保証するものではない」などNPO法人の関係者が見たら気分を害するような表現は見直してほしい。	○	全体を通して、表現を修正しました。
21	(その他)	協働が上手くいくポイントが盛り込まれているとよい。	○	第5条（協働事業に関する協定の締結等）の解釈で、協働事業は対等な立場で行われるものであり、その協議に当たっての留意点を記載しました。
22	(その他)	協働でつまづいたときや難しいときの相談場所の情報があるとよい。	○	第7条（ボランティア活動促進のための施策）第2項でボランティア活動に関する相談体制の整備の説明でアドバイザー相談事業を掲載しました。
23	(その他)	具体的な事例、契約書の見本などがついているとよい。	○	参考資料として、協働事業の協定書（例）を添付しました。
24	p10	市町村に対する研修や教育の機会を県が提供したらどうか。	○	第4条（県の責務）において、「県が行う研修へ市町村の参加を呼びかける」ことを記載しました。
25	(全体)	「公共」というものをしっかりと議論してそれを踏まえてpublicと訳すようなものだったら「公共」という言葉を使ってほしい。	○	第1条（目的）において、「公共」について、「過去、「公共」は主として行政が担うものとされ、「公」＝「官」、「私」＝「民」という考え方が一般的でしたが、今では「民」が行う公共的な活動が様々な場面で見られるようになっていきます。」と記載しました。